

9 介護保険制度の円滑な運営に対する配慮及び 介護基盤の整備に対する財政措置について

(厚生労働省)

介護保険制度につきましては、市民の誰もが安心して高齢期を迎えることができる制度として、その円滑な運営に取り組んでいるところであり、本市におきましては、緊急かつ重要な課題である介護基盤の整備をはじめとする、多額の計画関係予算を確保し、総合的な高齢者保健福祉サービスの拡充に鋭意努めてまいりました。

本市は、後期高齢者の割合が全国平均よりも高いことなどから、高齢者人口に占める要介護認定者の割合が高く、高齢者1人当たりの保険給付費は全国的に高い状況にあります。政令指定都市で比較しても、居宅サービス、施設サービスでいずれも第2位となっています。また、ますます高齢化が進展し、サービスの利用の増加が見込まれることから、平成15年4月に第1号被保険者の介護保険料を約3割改定し、市民に負担の増加を求めたところがあります。

今後は、平成15年3月に策定しました「京都市民長寿すこやかプラン〔京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画（平成15年度～19年度）〕」に基づき、介護基盤の整備促進を図るとともに、介護保険制度をより一層適正かつ円滑に実施するための様々な取組を積極的に進めていく必要がありますが、国庫補助を含めた財源の確保など非常に厳しい課題があります。

したがって、国におかれましては、介護保険法施行後5年後の制度改正に向けた見直しを進められておられますが、地方自治体が過大な財政負担を負うことなく、計画を着実に推進できるよう、財政措置の強化を要望します。

要望事項

- 1 介護を必要とする高齢者が予想以上に増加する中、市民や地方自治体の過重な負担とならないよう、また、介護サービス事業者が健全な運営のもと質の高いサービスが提供できるよう、長期的に安定した介護保険制度の運営に対する支援
- 2 「京都市民長寿すこやかプラン」に基づく、特別養護老人ホーム等の基盤整備の推進を図るための強力な支援
- 3 市民のサービス利用が抑制されることのないよう、真に負担が困難な者に対する第1号保険料や利用料についての負担軽減の拡大など、低所得者に対するきめ細かな支援
- 4 要介護認定事務に対する財政措置について、全国一律の制度のもとに運営されることを踏まえ、一般財源化において十分な税源の確保

主な要望先：厚生労働省（老健局計画課、振興課、介護保険課）

本件に関する連絡先：保健福祉局 長寿社会部 介護保険課長 江口尚志 TEL075-213-5871

<参考>

○京都市民長寿すこやかプランにおける介護サービス見込み量

<主な居宅サービス>

サ ー ビ ス 種 類	サービス供給量見込み量	
	平成15年度	平成19年度
訪問介護（回/週）	72,766	89,655
訪問看護（回/週）	6,158	7,304
訪問入浴介護（回/週）	354	410
訪問リハビリテーション（回/週）	242	287
通所サービス（回/週） <通所介護，通所リハビリテーション>	25,520	30,945
短期入所（日/月） <短期入所生活介護，短期入所療養介護>	23,223	27,199

<施設サービス>

サ ー ビ ス 種 類	サービス供給量見込み量	
	平成15年度	平成19年度
介護老人福祉施設（人分）	3,585	4,494
介護老人保健施設（人分）	2,932	3,296
介護療養型医療施設（人分）	2,620	2,620